

令和6年7月26日
東北運輸局

令和6年7月の大雨を受け、 自動車検査証の有効期間を延長します

令和6年7月の大雨により道路の一部が寸断されて集落が孤立する等、甚大な被害が発生しています。このため、山形県酒田市、最上郡（戸沢村、鮭川村）に使用の本拠の位置を有する自動車について、自動車検査証の有効期間を令和6年8月26日まで延長します。

令和6年7月の大雨の影響による被害発生により、山形県酒田市、最上郡（戸沢村、鮭川村）に使用の本拠の位置を有する自動車は、継続検査を受けることが困難であり、住民の生活に支障が生ずるおそれがあります。

つきましては、道路運送車両法第61条の2に基づき、本日、自動車検査証の有効期間の延長を公示したのでお知らせします。

○対象車両

対象地域に使用の本拠の位置を有する自動車のうち、自動車検査証の有効期間の満了する日が、令和6年7月26日から同年8月25日までのもの

有効期間の満了する日	令和 6年 7月26日
------------	-------------

電子車検証の場合は自動車検査証記録事項または車検証閲覧アプリでご確認ください。
(参考) <https://www.denshishakensho-portal.mlit.go.jp/user/application/>



○措置内容

自動車検査証の有効期間を令和6年8月26日まで延長

○継続検査の手続き

対象車両については、令和6年8月26日までに継続検査を受検すれば引き続きご使用いただけます。

なお、有効期間の延長による自動車検査証の記載変更の手続きは不要です。

○自動車損害賠償責任保険（共済）の手続き（締結手続の特例措置）

継続検査を受検するまでに保険契約期間の終期が到来する保険契約については、継続契約の締結手続きが令和6年8月26日を限度として猶予されます。

詳しくは契約先の自動車損害賠償責任保険（共済）代理店等にご相談ください。

【問い合わせ先】

国土交通省 東北運輸局

自動車技術安全部 技術課 高橋、鹿島

TEL：022-791-7535

(参考1) 参照条文

道路運送車両法（昭和26年 法律第185号）（抜粋）

第61条の2 国土交通大臣は、一定の地域に使用の本拠の位置を有する自動車の使用者が、天災その他やむを得ない事由により、継続検査を受けることができないと認めるときは、当該地域に使用の本拠の位置を有する自動車の自動車検査証の有効期間を、期間を定めて伸長する旨を公示することができる。

2 前項の公示があつた場合には、当該地域に使用の本拠の位置を有する自動車の自動車検査証の有効期間は、公示の定めるところにより伸長したものとみなす。

(参考2) 山形運輸支局長の公示（例）

公 示

道路運送車両法（昭和26年法律185号）第61条の2の規定により、下記の地域に使用の本拠の位置を有する自動車であつて、当該自動車検査証の有効期間の満了する日が令和6年7月26日から同年8月25日までのものは、令和6年8月26日をもって満了するものとする。

記

酒田市、最上郡（戸沢村、鮭川村）

令和6年7月26日

東北運輸局山形運輸支局長